

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'21.10

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.476】

☀ Topics ☀

岩見沢商工会議所メルマガ会員募集中!

会員の皆様に配信している「商工会議所メールマガジン」ですが、まだまだ登録を受け付けております。

2
ページ

北海道の最低賃金が改定されました

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者に適用される北海道最低賃金が10月1日に改定されました。

3
ページ

新型コロナウイルスの給付金等の紹介!

国や道、岩見沢市がそれぞれ行っている支援金・給付金制度をお知らせいたします。内容をご確認の上ぜひご利用ください。

4
ページ

中小企業のための法律講座

今月号から弁護士法人PLAZA総合法律事務所(札幌市)によるコラムとなります。テーマは「可愛さの裏側にある責任」です。

6
ページ

第六十三回 岩見沢商工会議所
永年勤続優良従業員
表彰式のお知らせ

先月の会議所だより(九月号)でご案内しました永年勤続優良従業員表彰式を十一月十九日(金)十八時から北海道グリーンランド ホテルサンプラザに於いて開催します。

被表彰該当者の方がおり、申請を済まされていない企業がございましたら、先月の会議所だより(九月号)に同封の申請用紙又は当所ホームページに掲載しています申請用紙に必要事項を記入し、負担金を添えて十月十二日(火)までにお申し込み下さい。

なお、期間終了後の受付は致しませんので期間厳守をお願い致します。

■受付期間

九月十日(金)

～十月十二日(火)

■申込・問合せ先

岩見沢商工会議所 運営課
電話 二二―三四四五

岩見沢商工会議所
会員限定

無料法律相談会

岩見沢商工会議所では、岩見沢商工会議所会員様を対象に「弁護士による無料相談」を行っています。法律に関する問題について、専門家の話を聞きたいとお考えの方はお気軽にご利用下さい。

対象者 岩見沢商工会議所会員

日時 令和3年10月28日(木) 13:00～15:00

場所 岩見沢商工会議所(1条西1丁目)

定員 4名(1相談30分程度)

相談員 (札幌市)弁護士法人PLAZA総合法律事務所 弁護士 馬場 聡(予定)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入の上岩見沢商工会議所までお申込下さい。

- 取引契約
- 金銭貸借
- 債権回収
- 損害賠償
- 相続贈与
など

問合先

岩見沢商工会議所 運営課 TEL 22-3445 FAX 22-3441

協賛などご協力していただきました会員の皆様、ありがとうございました

<p>岩見沢ねぶた祭 二〇二一 ファイナーレ開催</p> <p>八月二十一日から開催されている岩見沢ねぶた祭二〇二一が十月十六日にファイナーレを迎えます。ファイナーレは、駅東市民広場において十一時から開催され、ねぶた運行などを実施する予定ですので是非ご覧ください。 (新型コロナウイルス感染症の対策を徹底して開催します。)</p>	<p>NORTH FIGHT 『北の大地岩見沢で』 少年野球全国大会を『盛会裏に終了』</p> <p>NORTH FIGHTが十月二日、三日に市内あさざり公園野球場などで開催されました。新型コロナウイルスの關係で、台湾、道外チームが不参加となりましたが、全道から十六チームが岩見沢に集結し熱戦を繰り広げました。</p>
--	--

タイムリーでお得な情報盛り沢山!

会員向けメールマガジンにご登録いただくと・・・

労務・法律相談

官公庁のお知らせ

支援金・給付金のご案内

各種セミナーの開催案内

など、最新の情報が沢山!

岩見沢商工会議所 メールマガジン登録受付中!

FAXにて会員の皆様に情報を周知する場合、全会員に届くのに半日程度の時間を要してしまいますが、メールマガジンだとタイムリーでお役に立つコンテンツをいち早くお送りすることができますので、まだ登録がお済みでない方は、当所窓口にてご登録をお願いします。

お問合せはお気軽に岩見沢商工会議所まで! (TEL:0126-22-3445)

～10月、11月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします!(10月1日現在)なおホームページでは、新情報を随時更新しています。 <https://www.iwamizawacci.or.jp/>

- | | | | | |
|----------|----------------------------------|---|-----------|------------------|
| 10月5日(火) | 第159回日商簿記検定試験申込受付開始(～10/22(金)まで) | ： | 11月16日(火) | 会員向け無料労務相談会 |
| | (オンライン申込は10/21(木)まで) | ： | 17日(水) | 会員向け無料法律相談会 |
| 19日(火) | 会員向け無料労務相談会 | ： | 19日(金) | 第63回永年勤続優良従業員表彰式 |
| 20日(水) | 会員向け無料法律相談会 | ： | 21日(日) | 第159回日商簿記検定試験 |
| 24日(日) | 第223回日商珠算検定試験 | ： | | |

『商工会議所福祉制度キャンペーン』実施のお知らせ

ベストウイズクラブでは、「福祉制度キャンペーン」を10/1～11/30に実施いたします。本キャンペーンは、『商工会議所福祉制度』を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。『商工会議所福祉制度』は、経営者・役員の皆様の保障や退職金準備他、入院・介護・老後に備えた様々な保障ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険株式会社の担当社員がお伺いした際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※「ベストウイズクラブ」は、商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を目的とし全国各地の商工会議所およびアクサ生命保険株式会社により運営されている組織です。



九月一日、

九月二十日受付分

■Rosette

代表者：濱田 陽子

住所：三条西一丁目五〇一

パキラエンタープライズビル二階

(業種：飲食業)

■(株)TAKEDA GROUP

代表者：武田 哲也

住所：小樽市桂岡町三三三

(業種：整骨院事業)

(敬称略)

新入会員の募集!

加入頂ける企業をご紹介下さい

岩見沢商工会議所の地区内で営業している商工業者の方は、法人・団体・個人事業主を問わず入会することができます。詳細は商工会議所までお問い合わせ下さい。

岩見沢商工会議所
電話 二二一三四四五

岩見沢市からのお知らせ
性の多様性に関するガイドラインのお知らせ

近年、性の多様性について

の関心が高まり、身体の性と心の性が異なる場合や、同性に恋愛感情を抱く場合など、そのあり方は多様であることが知られてきています。一方で、周囲の無理解や偏見・差別、性別に基づく制度や社会的慣行により、生きづらさや様々な困難を抱えている人たちがいることが指摘されています。性のあり方に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

岩見沢市では、第六期岩見沢市総合計画において、性別にかかわらず互いに人権を尊重する理念と人々の多様性への理解を広めるための意識づくりを進めることとし、その具体化に向けた施策の一つとして、第三次いわみざわ男女共同参画実践プランで「性の尊重などの人権についての意識啓発」を重点項目の一つに

掲げ取り組みを進めています。この一環として、令和三年八月には、市職員や関係者向けに「性の多様性に関する職員ガイドライン」が策定されました。

今回のガイドラインは、それを基に様々な場面で市民の皆さんや民間企業においても活用していただけるよう作成したものです。多様性(ダイバーシティ)を認め合える社会の実現を目指しましょう。

ガイドラインは岩見沢市や商工会議所の窓口で配布しているほか、岩見沢市ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail/3170627/>



【問合せ先】

岩見沢市役所
市民連携室
電話 二二一四一一一

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **889円**
効力発生日 令和**3年10月1日**

- 最低賃金には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う給付金等の紹介

お気軽に岩見沢商工会議所までご相談ください!!

制度	対象要件・給付額	申請期限
<p>国</p> <p>月次支援金</p>	<p>対象要件 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う影響を受け、前年又は前々年同月と比較して売上が50%以上減少した月がある。</p> <p>給付額 中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月</p> <p>飲食店向け緊急事態措置協力支援金を受け取った方は対象外</p>	<p>【8月分】 令和3年10月31日</p> <p>【9月分】 令和3年11月30日</p>
<p>道</p> <p>道特別支援金A</p>	<p>対象要件 2020年11月～2021年3月、時短・外出自粛等の影響により前年又は前々年同月と比較して売上が50%以上減少した月がある。(11月12月は、前年比較のみ)</p> <p>給付額 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月</p>	<p>令和4年1月31日 (9月30日より延長)</p>
<p>道</p> <p>道特別支援金B</p>	<p>対象要件 2021年4月～7月、時短・外出自粛等の影響により前年又は前々年同月と比較して売上が30～50%未満減少した月がある。</p> <p>給付額 中小法人等 10万円/月 個人事業者等 5万円/月</p> <p>飲食店向け緊急事態措置協力支援金又は月次支援金を受け取った方は対象外</p>	<p>令和4年1月31日 (9月30日より延長)</p>
<p>道</p> <p>道特別支援金C (予定)</p>	<p>対象要件 2021年8月～9月、時短・外出自粛等の影響により前年又は前々年同月と比較して売上が30～50%未満減少した月がある。</p> <p>給付額 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月</p> <p>飲食店向け緊急事態措置協力支援金又は月次支援金を受け取った方は対象外</p>	<p>令和3年10月中旬～ 令和4年1月31日 (予定)</p>
<p>道</p> <p>飲食店向け緊急事態措置協力支援金 【8/27～9/12】</p>	<p>対象要件 2021年8月27日～9月12日、飲食店等で時短営業(5時～20時)・酒類提供時間短縮(11時～19時)等に協力した店舗。</p> <p>給付額 中小企業・個人事業者 売上高に応じて42.5万円～127.5万円</p>	<p>令和3年10月31日</p>
<p>道</p> <p>飲食店向け緊急事態措置協力支援金 【9/13～9/30】</p>	<p>対象要件 2021年9月13日～9月30日、飲食店等で時短営業(5時～20時)・酒類提供時間短縮(11時～19時30分)等に協力した店舗。</p> <p>給付額 中小企業・個人事業者 売上高に応じて45万円～135万円</p>	<p>令和3年11月30日</p>
<p>市</p> <p>小規模事業者等経営サポート給付金 【卸・小売業向】</p>	<p>対象要件 岩見沢市内に店舗を有する法人・個人事業主で、主たる事業として卸・小売業を営む方が対象。2021年4月～10月の期間、いずれかの月で前年又は前々年同月と比較して売上げが20%以上減少している。</p> <p>給付額 一律 10万円</p>	<p>令和3年11月30日</p>

◆ 制度の一部を抜粋して記載しています。詳細はHP等をご確認ください ◆

「日商LBOO調査」
〔早期景気観測〕

【八月調査結果のポイント】

八月の全産業合計の業況DIは、▲二九・四（前月比▲五・三ポイント）。新型コロナウイルス変異株の感染急拡大により、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の期間延長・対象地域の拡大が実施された。これに伴う帰省を含む外出自粛やイベントの中止、営業制限等の影響により、客足が減少した百貨店などの小売業や、観光関連を中心としたサービスの業況感が悪化した。また、鉄鋼や木材などの原材料価格の上昇、東南アジアの感染拡大による部品調達難が製造業、建設業など幅広い業種における業況の押し下げ要因となっている。業況回復に向けた動きが見られていた中小企業の景況感は、厳しい状況が続く。

【建設業】

「ウッドショック」による材料価格の高騰が続いており、採算は悪化。また、地域における公共事業の受注機会が減少しており、今後の業績悪化を懸念している（一般工事業）。「受注競争が厳しく、本来は受注しない収益確保の難しい案件でも受けざるを得ない。また、先の見通しが立たない中、コスト削減のため、人材育成に取り組まずにいる」（内装仕上工

【製造業】

「東南アジアの新型コロナウイルス感染拡大の影響による取引先の自動車メーカーの生産調整の影響により、受注量に影響が出ている」（自動車・附属品製造業）。「砂糖や小麦粉などの原材料価格の上昇が続く中、販売価格への価格転嫁を検討している。ただし、コロナ禍で苦戦しているサービスの取引先がどの程度許容してくれるか判断が難しい」（調味料製造業）

【小売業】

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う入場規制を実施することを公表して以降、客数・売上ともに大きく落ち込んだ」（百貨店）。「例年大きな売上が見込めるお盆期間において、緊急事態宣言と天候不順が重なったため、客足が伸び悩み、売上は悪化した」（菓子小売業）

【サービス業】

「時短営業に加え、酒類提供の停止も行っているが、客単価が低下しており、採算は悪化している。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う営業制限が長引き、経営は厳しい状況」（飲食業）。「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、業況は悪化」（宿泊業）

業況DI（前年同月比）の推移

	21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	先行き見通し9月~11月
全産業	▲35.3	▲25.3	▲25.0	▲26.7	▲24.1	▲29.4	▲32.3
建設	▲18.4	▲15.5	▲18.9	▲19.8	▲18.2	▲20.9	▲26.1
製造	▲33.6	▲24.1	▲15.0	▲14.6	▲9.7	▲12.5	▲17.6
卸売	▲35.0	▲27.0	▲23.9	▲25.8	▲28.3	▲30.7	▲31.1
小売	▲33.9	▲23.5	▲31.6	▲41.8	▲37.6	▲44.4	▲43.0
サービス	▲48.5	▲33.5	▲33.5	▲30.6	▲28.9	▲37.9	▲42.1

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI



岩見沢商工会議所
新規職員を募集しています
岩見沢商工会議所では
新規採用職員を募集して
います。



私たちと一緒に岩見沢をもっと元気にしませんか？
勤務条件などの詳細は
運営課までお問い合わせ
ください。

■問合せ
岩見沢商工会議所 運営課
電話 二二一三四四五

中小企業のための法律講座

可愛さの裏側にある責任
(飼主の法的責任)

一. はじめに

ステイホームが呼びかけられ、ご自宅でペットと一緒に過ごされている方は多いと思います。日本で飼育されている犬猫の頭数は約一八一二万三千頭と言われており、日本国民の約七人に一人の割合で犬猫を飼っていることになりました。飼主として動物に対してその飼育に責任を負うのは当然ですが、飼育以外の法的責任について検討したいと思います。

二. 事例

Yはマンションに居住していましたが、Yは賃貸人であるXの承諾を得て自宅でドーベルマン犬Dを飼育していました。YはAとD犬を散歩するため、AにD犬の手綱を持たせ部屋をでました。家を出たところでD犬はマンションの廊下を暴走し、Aは手綱を放してしまいました。その間にD犬は廊下にいたB(同じマンションに居住)に噛みつき大けがを負わせてしまいました。

した。大けがを負ったBはショックからそのマンションに住むことが出来なくなってしまうため、賃貸人Xにマンションからの退去を求めました。賃貸人Xはこれを承諾した上で、怪我を負ったBを気の毒に思い、本来生じる中途解約の違約金(賃料二ヶ月分)の請求をしませんでした。

Bが退去したあと、Bが住んでいた部屋には借り手がつかず二七ヶ月も空室となってしまういました。

三. 飼主の法的な責任

(一) 民法の規定

動物が他人に危害を加えた場合には、動物飼主は民法七七八条によって生じた損害を賠償する責任を負います。民法は以下のように規定しています。

第七七八条

一 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

二 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

飼主が、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは賠償

責任を負いませんが、裁判所は、「相当の注意をもってその管理をした」ということを容易に認めない傾向にあります。では事例について検討してみましよう。

(一) 怪我を負ったBとY

YとBの関係ですが、Bが怪我によって負った損害は、Yが賠償しなければなりません。上の事例からすれば、①Bに生じた治療費、②引越越しに要した費用は最低でも賠償しなければなりません。そのほかに、通院期間に応じた慰謝料や通院のために仕事を休んだのであれば、その休んだ分の給与も支払わなければならない余地があります。

(二) 賃貸人XとY

XとYの関係ですが、XはD犬による事故によって怪我はしていませんが損失がでています。民法七七八条は「動物が他人に加えた損害を賠償としており、その損害が身体に危害が加えられる場合には限定されていますので、YはXに対して、損害を賠償する責任があります。

ではどこまでの範囲の損害を賠償する責任を負うのかが問題となります。Xが負った損害として考えられるのは、①XがBに免除した解約金、②買い手が付かなかった期間

(二七ヶ月)に得られたはずの賃料でしょう(逸失利益)。

①(免除した解約金)については、XがBを気の毒に思い自主的に違約金の支払いを免除したものです。Bがマンションを退去した理由はD犬にかまれたことですから、仮にXに違約金を支払って退去した場合、Yはその違約金の賠償責任を負います。そうすると、XがBを気の毒に思っただけで免除したとしても、Bが退去した原因はYにある以上、XはYとの関係で免除した違約金をXが負担すべき理由はないように思われます。したがって、YはXに対して違約金(賃料二ヶ月分)の賠償義務を負うことになるでしょう(本件の素材となった裁判例(東京高裁平成二五年一月一〇日判決)は一審、二審ともに同じ結論です)。

②(得られたはずの賃料(逸失利益))は、どうでしょう。これは、一審、二審で結論が割れています。一審ではYの賠償責任を否定しています。一審は、賃料は違約金を払えば解約以後支払う必要がないし、賃貸物件は一定の空室期間の発生も本来的に想定されているのだから、賃料は損害にはならないと判断しています。他方二審では犬によって

居住者の身体の安全が毀損されたという事故であり、そのような事故が起きたマンションでは容易に新たな借主はみつからないだろうから一定期間の賃料相当額は損害に当たるとしています。二七か月という全体の期間については賠償責任を否定しましたが、九か月分の賃料が損害として認められています(題材となった事例では賃料は一七〇万円であり、Yに対して総額一七二五万円の賠償が命じられています)。この結論には異論もあるところですが、二七か月全体を損害と認めるのは妥当でないにしろ、賃貸人も相当の損失を被っていることからすれば、逸失利益の賠償を命じた結論自体は妥当と思われま

(四) まとめ

以上概観したように、ペットが他人に危害を与えてしまった場合の賠償額は時として重くなる場合があります。ペットへの愛だけでなく、周囲への気配りも必要なのかもしれません。

記事協力

弁護士法人
PLAZA総合法律事務所
弁護士・馬場 聡